



嵐山地域 秋の臨時交通規制のお知らせ



嵐山地域では、地域関係者、学識者、交通事業者、京都府警、関係機関等で構成する「嵐山交通対策研究会」において、秋の観光シーズンの交通対策について検討を行った結果、以下のとおり臨時交通規制を実施することとなりましたのでお知らせします。

交通対策の期間中、ご迷惑をお掛けしますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

◆臨時交通規制の内容◆

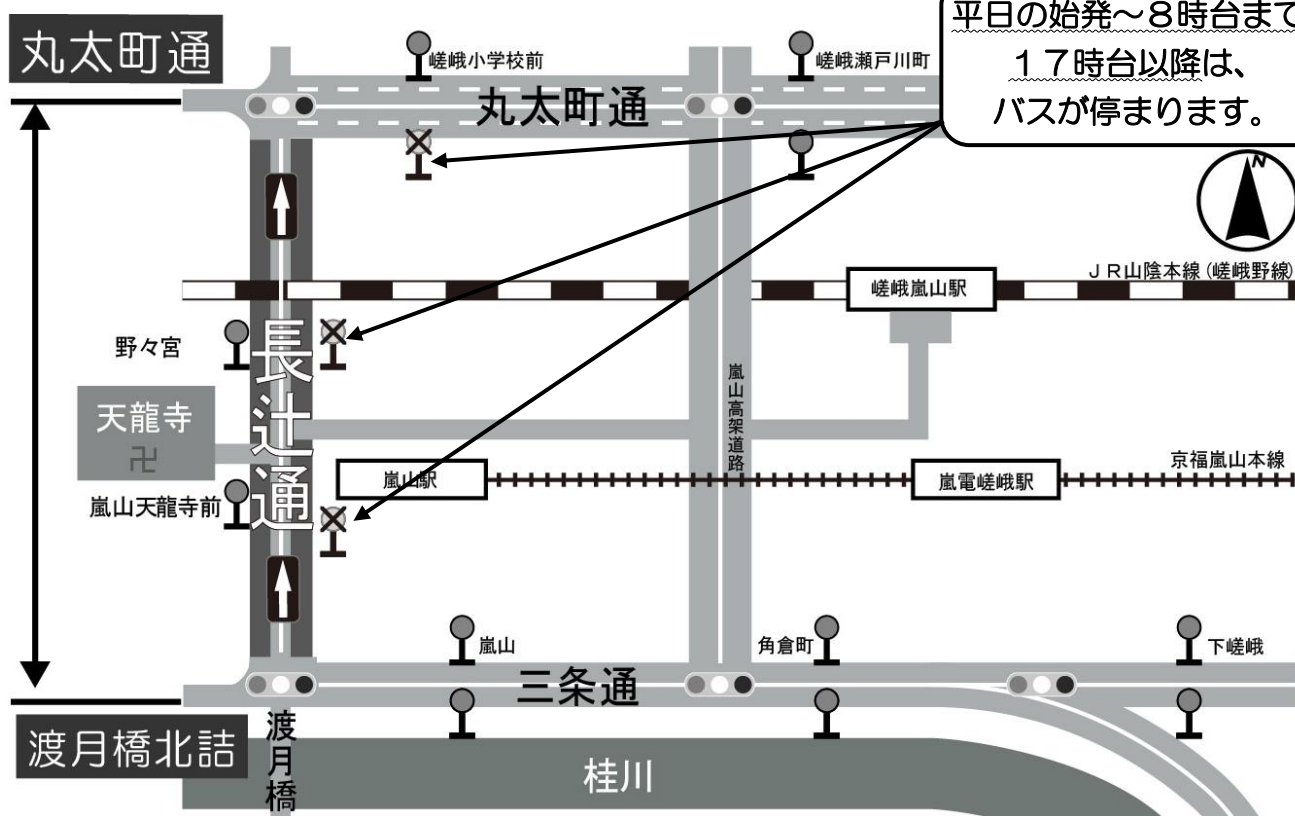
11月下旬の2週間

① 令和7年11月17日(月)から30日(日)までの規制について

11月22日(土)、23日(日・祝)、24日(月・振休)、29日(土)、30日(日)につきましては、規制内容が異なりますので、裏面をご覧ください。

平日も長辻通(三条通～丸太町通)北行一方通行を実施

規制時間: 10時から17時まで 規制対象: 車両(二輪・軽車両除く)



<路線バスの運行経路について>

当該期間中の平日(11月17日～21日、11月25日～28日)は、住民の皆様の利便性を確保するため、長辻通の南行のバス停に、始発～8時台まで及び17時台以降(※1)のバスが通常どおり停まります(9時台～16時台(※1)までは、通常の土日祝日と同様の経路で運行いたします)。 ※1 嵯峨小学校前発時刻

また、歩行者用道路規制の実施日(11月22～24日、29日、30日(裏面参照))についても、迂回運行等が実施されますので、各バス事業者のホームページ等をご確認いただきますようお願いいたします。

② 令和7年11月22日(土)、23日(日・祝)、24日(月・振休)、 29日(土)、30日(日)の規制について

ア 長辻通(三条通～丸太町通)の交通規制

自転車は降りて
通行してください。

規制時間	規制内容	規制対象
10時から13時まで	北行一方通行	車両(二輪・軽車両除く)
13時から17時まで	歩行者用道路	全車両

イ 嵯峨街道(渡月橋北詰～阪急嵐山駅前 ※2) 南行一方通行

※2 渡月小橋南詰から松尾嵐山経 66 号線までの間を除く

規制時間: 10時から17時まで 規制対象: 車両(路線バス・軽車両除く)



規制実施中に
長辻通を通行する
必要がある場合は、
右京警察署交通課まで
ご相談ください。
電話: 865-0110(代)
受付時間/平日
9時～17時

嵐山交通対策に係るお問合せ先

- 嵐山交通対策研究会事務局(京都市都市計画局歩くまち京都推進室)
電話: (075) 222-3483
※ 受付時間/平日 9時～17時
- 京都いつでもコール(11月22～24日、29日、30日のみ)
電話: (075) 661-3755
※ 受付時間/上記期間 8時～21時



<おかけ間違いにご注意ください>